

公 告

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、周南市上下水道局条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領（平成21年4月1日制定）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月6日

周南市上下水道事業管理者
上下水道局長 渡辺 隆

（1）入札に付す事項

番 号	周水契第 129 号
工 事 名	県道新南陽津和野線配水管布設工事H29-1（県土木関係）
工 事 場 所	周南市大字下上地内
建設工事の種類	水道施設工事
工 事 の 概 要	新設 DIP(GX) ϕ 150 L=196.4m HPPE ϕ 100 L=137.4m 仕切弁 ϕ 150 2基 仕切弁 ϕ 100 2基 空気弁 ϕ 25 5基 消火栓 ϕ 75 1基
工 期	平成30年3月30日 まで () 日間

（2）入札参加資格

周南市上下水道局条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領第3条第1項に掲げる条件のほかに、次の各号を満たしていること。

- ① 平成29・30年度周南市競争入札参加資格者名簿において、 水道施設工事 に登録されていること。
- ② 水道施設工事 について、経営事項審査を受審し、総合評定値通知書における雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。（公告日直近のもの。ただし、公告日において有効なものに限る。）
- ③ ②で受審した経営事項審査の総合評定値通知書における 水道施設工事 の完工工事高（2年平均又は3年平均）が、 11,000 千円以上であること。
- ④ 公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、主たる営業所の所在地が周南市内であること。
- ⑤ 設計図書配付期間内に実施要領第5条第1項による照会をしていること。
- ⑥ 周南市上下水道局入札契約からの暴力団排除要綱（平成25年4月1日制定）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

（3）設計図書の閲覧・配付の期間及び方法

閲 覧 期 間	平成29年11月6日 から 平成29年11月21日 まで の土・日曜日及び祝日を除く執務時間内とする。
閲 覧 場 所	周南市上下水道局2階 総務課契約監理担当
配 付 期 間	平成29年11月6日 から 平成29年11月21日 まで
配 付 対 象 者	「（2）入札参加資格」の①、④のいずれも満たす者とする。
配 付 方 法	周南市ホームページからのダウンロードとする。 ※なお、ダウンロードした設計書を開く際に、パスワードの入力が必要となるので、配付対象者で配付を希望する者は、入札担当課に照会すること。
パスワード照会 方 法	配付対象者が配付を希望する場合は、配付期間中に、パスワード照会書（様式第1号）をファックス送信により入札担当課へ提出すること。

(4) 質問回答に関する事項

質問方法	工事内容質問書により、工事担当課へファックスすること。		
質問期限	平成29年11月10日	13時00分	まで
質問回答日	平成29年11月14日	13時00分	から
質問回答方法	総務課契約監理担当において、開札日の前日まで閲覧に供する。		

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金	免除
契約保証金	必要

(6) 入札書等の提出方法

提出するもの	1. 入札書 2. 工事費内訳書
提出方法	指定の表紙を使用し、一般書留又は簡易書留郵便により周南市上下水道局総務課契約監理担当へ郵送すること。※窓口への持参による提出は認めない。 提出する外封筒は角形2号を推奨する。

(7) 入札書等の提出期限

提出期限(郵送)	平成29年11月21日	までに周南市上下水道局総務課へ到達すること。
----------	-------------	------------------------

(8) 開札の日時及び場所

日 時	平成29年11月22日	13時30分	から
場 所	周南市上下水道局 2階会議室		

(9) 入札の無効に関する事項

・ 「(2)入札参加資格」に掲げる資格要件を満たさない者のした入札は無効とする。 ・ 「周南市上下水道局条件付一般競争入札(事後審査方式)実施要領」、「周南市上下水道局条件付一般競争入札心得」による。

(10) その他

支払条件	前金払	有	※請負代金額の10分の4に相当する額を超えない金額(10万円未満切り捨て)
	中間前金払	有	※中間前金払と部分払は、落札決定後にどちらかを選択すること。
	部分払	1回	
入札参加資格の確認 ※提出された書類は原則として返却しない	開札後、入札執行者から、落札候補者として入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、落札候補者決定の日から起算して3日以内に次の書類を提出すること。 ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 イ 建設業許可通知書の写し ウ 総合評定値通知書の写し		
様式の入手方法	周南市ホームページよりダウンロードすること。		
再度・再々度の入札の実施について	周南市上下水道局条件付一般競争入札(事後審査方式)実施要領第15条第2項により再度、再々度の入札を実施する場合は、有効な入札をした参加者にファックスで入札方法、入札日等を通知する。		
※「周南市上下水道局条件付一般競争入札(事後審査方式)実施要領」、「周南市上下水道局条件付一般競争入札心得」及び入札公告を遵守のうえ入札すること。			

(11) 担当課

入札担当課	総務課 契約監理担当	FAX	0834-21-7269
契約担当課	総務課 契約監理担当		
工事担当課	水道工務課	FAX	0834-22-8611

(12) この公告に関する問い合わせ先

周南市上下水道局 総務課 契約監理担当	電話番号	0834-22-8625
---------------------	------	--------------

低入札価格調査制度に関する注意

平成27年10月26日適用

工事名 県道新南陽津和野線配水管布設工事H29-1（県土木関係）

開札日 平成29年11月22日

上記工事の入札については、下記の扱いとなりますので、十分理解したうえで応札してください。

記

1. 低入札価格調査制度の対象工事

■ 対象です

2. 応札の際に工事費内訳書を入札書と同時に提出する必要

■ 必要があります

工事費内訳書は、「工事費内訳書提出にあたっての留意事項」を確認のうえ作成・提出してください。

3. 判断基準額(失格ライン)及び数値的判断基準(落札・不落札の判断)の対象

■ 対象です

4. 低入札調査基準価格の算式は、周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱第4条第1号による。

低入札調査基準価格の算式は

(直接工事費×10/10) + (共通仮設費×9/10) + (現場管理費×8/10) + (一般管理費×7/10)

※ (各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計) から千円未満を切り捨てる。

判断基準額の算式は

低入札調査基準価格 × 0.98

※判断基準額を下回る入札は不落札です。

数値的判断基準について

- | |
|--|
| ①各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。（ただし、その設計金額が100万円未満のものは除く） |
| ②直接経費（直接工事費+共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。 |
| ③管理費（現場管理費+一般管理費）は設計金額の45%以上であること。 |
| ④共通仮設費率計上分は設計金額の50%以上であること。 |
| ⑤共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。 |

※「周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱」を必ずご覧ください。

周南市上下水道局 総務課 契約監理担当
電話 0834-22-8625

工事費内訳書提出にあたっての留意事項

(改正 平成27年4月1日)

入札参加者の適正な見積もりを促すとともに談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、工事費内訳書の提出が必要ですので、提出にあたっては下記の事項に留意してください。

記

1 対象工事

入札に付する工事

2 工事費内訳書の内容及び様式

(1) 内容

①土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）については、設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名称等に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの。（ただし、予定価格が1,000万円未満の工事については、工種（レベル2）までが表示されていれば可とする。）

②営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）については、工事内訳書、種目別内訳書、中科目別内訳書及び細目別内訳書に記載のある施工名称等に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの。（ただし、予定価格が1,000万円未満の工事については、科目までが表示されていれば可とする。）

(2) 様式

配付された表紙に必要事項を記入・押印のうえ、次の①、②のいずれかを添付して提出してください。

- ① 任意様式（工種・施工名称など、数量、単位について間違いのないこと）
- ② 配付された「設計書」の利用

3 工事費内訳書の提出方法

入札書と一緒に提出してください。（入札執行者の指示による。）

4 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、当該工事費内訳書提出業者の入札が無効となりますので、内容を十分確認のうえ提出してください。

- ・ 工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備
- ・ 表紙が添付されていないもの
- ・ 表紙に住所、商号又は名称並びに工事名の記載のないもの
- ・ 表紙に代表者又は代理人の押印を欠いたもの
- ・ 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- ・ 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が同一でないもの
- ・ 工事費内訳書の計算が間違っているもの
- ・ 工事費内訳書において積上げた金額を、値引等により調整して算出したもの
- ・ 明細表が添付されていないもの（ただし、予定価格が1,000万円未満の工事は除く。）

5 入札後の工事費内訳書の取り扱い

- (1) 低入札価格調査対象となった場合、調査に利用します。
- (2) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合に、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出することになります。